

大分県公共工事請負契約約款の主な改正内容について

- 1 「甲」・「乙」の呼称の見直し（全条）
約款中の略称標記（「甲」・「乙」）を廃止し、「甲」を「発注者」、「乙」を「受注者」と表記する。
- 2 不良不適格業者の排除（第6条、第48条）
暴力団等を下請契約等の相手方とすることを禁止する規定を新設するとともに、受注者（下請負人等を含む）が暴力団等である場合に発注者が契約を解除できる規定を追加する。
- 3 現場代理人の常駐義務緩和（第10条）
一定要件のもと、発注者が認めた場合には、工事現場における常駐義務を緩和する規定を新設する。
- 4 工期延長に伴う増加費用の負担（第21条）
発注者に帰責事由がある場合の工期延長については、発注者が請負代金を変更することや受注者の損害に対する費用を負担する旨の規定を新設する。
- 5 遅延賠償金の割合（第34条、第46条、第52条）
遅延賠償金の割合について、「年3.3パーセント」を「年3.1パーセント」に改める。
- 6 部分払、部分引渡し of 取扱い（第38条、第39条）
部分払における請負代金相当額及び部分引渡しにおける指定部分に相應する請負代金額の協議開始の起算日について、「請求を受けた日」を、「確認（検査）の結果を通知した日」に改める。
- 7 履行遅滞の場合における損害金の算定（第46条）
遅延損害金を算定する対象について、「出来形部分に相應する請負代金額を控除した額」を「部分引渡しを受けた部分に相應する請負代金額を控除した額」に改める。
- 8 談合その他不正行為による契約の解除（第49条）
国土交通省の工事請負契約書の表記に準拠した内容に改める。

※施行期日

平成23年4月1日から施行します。平成23年4月1日以降に契約を締結する場合には、必ず改正後の約款を使用してください。

なお、平成23年3月31日までに締結した工事請負契約については、改正前の取扱いによることとなります。